

第2回 偕楽園 景観検討部会 議事要旨

日時：令和3年9月1日（水）

場所：茨城県庁11階 1101会議室

委員：池邊このみ座長、町田誠委員（Web）、塚本こなみ委員（Web）、濱島正士委員

小柳武和委員、室田明里委員（Web）、飯石藍委員（web）、湊正雄委員、永井博委員

行政関係者：茨城県都市整備課（事務局）、茨城県観光物産課、水戸市公園緑地課、水戸市歴史文化財課

議事：

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 第1回景観検討部会での主な意見 | ・・・資料1、3 |
| 2 | ガイドラインの活用について | ・・・資料1、2 |
| 3 | 偕楽園の景観形成の考え方について | ・・・資料1 |
| 4 | 景観最重点ポイントについて | ・・・資料1 |

議事要旨：

- 1 第1回景観検討部会での主な意見（資料1、3）
- 2 ガイドラインの活用について（資料1、2）

□ 文化財としての位置付け

今回の資料の中でP4の「2 ガイドラインの活用について」で、2番目に「■位置づけ」とあるが、こちらに「偕楽園の運営・整備」の四角の枠の外に、整合のところで「水戸市景観計画」と入っているが、もう一つ四角の枠で「文化財保護法」を入れて頂きたい。文化財保護法との整合というのがどういった整備でも第一になりますし、折角このような会議で施策を決めて頂いても、文化庁の方針図を齟齬するような事態が発生しますと手戻りになってしまうので、ガイドラインの段階で明記して欲しい。

P8下「景観形成で目指すべき姿」に文章が3行ほど書かれてありますが、「偕楽園が持つ」の後に「史跡名勝としての文化財的価値を確実に保全すると共に」を1文追記して欲しい。

P4で文化財保護法との整合性のところを第一に挙げる、あくまでも文化財の活用の問題ですから。P8につきましても「新たなホスピタリティの提供」、意見として挙がっていると思うが、文化財保護法に基づく現状変更措置が必要なものは当然出てくと思う。その辺で文化財保護法との整合性を考えて、必要なら現状変更許可を取ると。それをどこかに明確に記述して頂きたい。

□ 水戸市との関係

景観は非常に広い範囲を言うので、せっかく偕楽園の斉昭の考え方としては、外を非常に大事な要素にしている。水戸市の景観計画、あるいは都市計画が非常に大事だと思う。

文化財保護法という項目を入れるなら、緑で囲まれているところの都市計画法に基づく景観計画だと思うので、景観法、関連法令を入れておくべきである。

□ 弘道館との関係

弘道館と偕楽園はあくまでセットである。今回は偕楽園の景観という分野ではあるが、弘道館との相乗効果でどのように偕楽園を持ち上げていくか。弘道館の存在も想定しながら考えていかないといけない。

景観は別としてもソフト面でも今後展開していくなら、それを常に考えていけばより魅力が出せると思います。

弘道館は景観ガイドラインとはちょっと違うが、記載を付け加えて頂く形で。これは後半の方で回遊性などが出てくると思うがその辺りに弘道館を含めて回遊して頂けるような誘導が出来るように付け加えればと思います。

□ 偕楽園保存活用計画

P4 のところで左側の偕楽園保存活用計画とあるが、これは文化財の保存活用計画なのでしょうか。

出来れば内容を教えて欲しい。これが一番重要である。

この保存活用計画を実施しているとかいないとかはどこで管理しているのですか。ここ数年やっていることはこれの繰り返しをやっているような感じがする。

平成以降の保存活用計画は、本質的価値をどうやって守るかということに徹しており、それ以上でも以下でもない。今回やっているようなどうやって沢山の人に見て頂くとかそういうのは目的には全く無くて、本質的価値をどうやって守っていくかということに全国で徹している。令和及び平成の末から文化庁は活用に大きく舵をきったこと、市町村別の文化財の活用計画をかけるようになりまして、そこで初めて多くの市民を巻き込んで参画をどう求めるか等、変わってきた。

(保存活用計画は、)文化財保護法の保存計画である、文化財保護法そのものであるという風に考えているという頭の整理で考えていきたい。

□ 新たなホスピタリティ

ソフト事業であれば良いが、ハード事業になった場合、計画上では綺麗にまとまっているのに実際の運用になると「創建当時の思想・理念」の部分と「新たなホスピタリティの提供」の部分はかなりバッティングすることが予想されます。

ホスピタリティという言葉は今後の世界遺産になっても十分通じると思うので、「新たな」と入れることによってプラスアルファで文化財保護法を超えたものを感じてしまうといけないので、修文をすると「ホスピタリティの提供」・「必要とするホスピタリティの提供」など。

偕楽園の魅力＝斉昭の造園思想もありますし、偕楽園の活用の思想ですね、一張一弛の考え方。この2つをどう活かしていくかが、偕楽園のこれからの磨き上げる要素になると思う。

3 偕楽園の景観形成の考え方について（資料1）

□ シークエンス景観

重点ポイントで南門が抜けている。南門は偕楽園の中では非常に大きなポイントだと思う。

重点シークエンスがよく意味が分からない。最近、横文字が多い。

シークエンスは一定の風景が続くというよりも、変化が楽しめることが大事である。偕楽園のシークエンスの大事なところは、変化する空間である。点線が回遊ルートの的に書いてあり、そこから次の段階に移るところに太い線でシークエンスと書いてあるのでちゃんと考えているな、と思った。だんだんそちらの方に移っていく雰囲気にするのか、あるいはバツと変えるような雰囲気にするのか、という変化性を意識した言葉がシークエンス変化ということである。

今回、梅林の中に4本のシークエンスを入れている。梅林はこの前私も拝見したが、今だとどこから見ても同じような景観になっている。剪定や植える梅林の雰囲気、そういうものについてもシークエンスに注力して頂きより感動をするような梅林にしてほしい。

□ 景観重点ポイント

重点ポイントで南門が抜けている。南門は偕楽園の中では非常に大きなポイントだと思う。

見下ろす景観ばかりだが、見上げる景観があまり書いていない。見上げる景観についても検討して頂きたい。

見晴らし広場については、今は桜がない状態だと思うが、基本的にはスカイラインを守るという形の記載になるのかなと思う。

最重点ポイントが好文亭からの眺望ということは問題ないと思う。それを来園者に体感してもらうのもいいと思う。ただ問題は、この建物自体が不特定多数を入れるようには造られていないということである。これを来園者に見てもらうには、この建物への出入りがある程度人数制限するだとか、今耐震補強をしているが床や階段の補強も考える、そのような注意事項が必要だと思う。

スカイラインにすべて合わせて樹高を低くするのは大変不自然である。

何を植えるにしても、何十年後には次の時代の人たちがどれだけ大きくなった木を見してくれるのだろうという、創建当時の植えた人たちの想いを考えれば大きくなって当然なわけで、桜を低くすることで、スカイラインが感動を呼ぶ景色になるのか。それよりも桜が美しく咲いた時に、多くの方が楽しみきれいと感動されることの方が大事。

眺望を美しくすることが最上重点だからこのラインで切りますというのは、自然界としては非常に不自然であることに理解をいただきたい。

事務局の案では全てのものをスカイラインに合わせるといふものがある。それは建築物については必要だが、樹木に対してそれが必要かは要検討。樹木の場合は多少の凸凹は必要。

□ 規制・基準の必要性

拡張部の眺望について、景観に加えて、ポーリング跡地で P-PFI の準備をされていると思うが、おそらく3階から見える場所に何かしら大きな建物が建つことになる。そこに何が立つか、外壁等気になる。素材や色彩などのチューニングができるようガイドラインに制限について盛り込むべき。

今後を考えた時に眺望と、作る時の素材・色彩などを事業者とかなり密に調整する必要がある。

ガイドラインなので解釈がうまれない基準（ライン）を示すべき

例えば各最重点・重点ポイントごとの項目として

①植栽（成長性のあるもの・どこになにを・高さ・シークエンス・季節性）②建造物（地図に載るもの・どのように活用・造作追加）

③設置物（地図には載らないが、定常的にあるもの・柵・案内板・照明・看板）

④工作物（一時的なもの、イベント時の造作物、手持ちの案内版・スタッフ衣装）表か何かであった方がわかりやすい。

横軸に色・高低・音・匂・素材・種類・季節・成長性・その他

□ ガイドラインで重要視している観点

①偕楽園本質的価値・創建当時の想いの重視

②文化的価値を損なわない保全（*過去）

③利用者・周辺住民の快適さ・利便性の向上（*現在）

④広く開放する（今後の利用者）への配慮（*未来）

今の利用者、未来の利用者という区分を分けるとすっきりするようになる。今後の利用者で言うと、今来ていない赤子・幼児を対象とするなら検討が必要。観光の視点では、外国人、礼拝室を用意するかしないか。どこまでバリアフリーに対応するのかなど。主にこういった4つの視点なのかなと思う。

4 景観最重点ポイントについて（資料1）

□ 左近の桜

もともと創建当時あの位置に桜はなかった。斉昭があそこに植えたわけではない。景観から言うと別の場所に植えてほしいと思う。

サクラの倒伏により魅力は欠損されたと思う。再植しないのであればこれに変わる魅力

が必要だろうなど。景観の構造を理解するときに、スカイラインは絶対なのか。創作物や煙突などと桜が同じように考えられること自体、景観という構造ではない。下げれば成立するという話では無い。

サクラは日本を象徴するような樹木であり、本当は再植するのが良いと思う。台風と腐朽菌が原因だったと思うので、腐朽菌は対応できる。菌を菌で対応して殺してしまうという方法もある。伐根ができない、植えられないのか、植えることが可能なかの結論がほしい。

文化財の立場から言うと、創建の理念に無いものでも、慣れ親しんだ景観は必要に応じて残すということはある。慣れ親しんだというのがどの程度か。市民県民には大変慣れ親しんだもの。地元の方がそうであればその場で再植することは可能である。技術的な問題として現状変更などで許可を取ることは必要だと思う。別の場所に移すのであれば、指定地内は絶対に不可能だと考える。指定地外ならどこでもかまわない。

個人的にはスカイラインにこだわらなくても良いと思う。スカイラインの先には何があったのかということで考えると、水戸市の高層ビルが見えていたと思う。個人的にはその街並みが楽しい、景観ポイントになっていた気がする。そういったことを考えると、現代都市の街並みが現れてくることに関しては、決して悪いことではない。

個人的にはそこではない方が良い。歴史的なものでいうと、偕楽園図があるが、本園の中で桜と思しき樹木が2本くらい描かれている。

斉昭は梅よりも桜のほうが思い入れがあったわけで、桜について読んだ和歌もある。そういうことがあると偕楽園の本園内に桜があってもよいと思うが、なぜあそこに植えたのか、事務局の方でも調べていただいたがいかんせんわからなかった。植えた方の気持ちを慮るならば、あそこまで大きくなることを想定していなかったのではと思う。

下から見上げた時の大木は立派で見ごたえがあることは確かなので、そこをどう整合つけるか。ガイドラインの最重要は好文亭楽寿亭からの景観であるため、ちょっと違和感がある。あそこしか選定の余地がないのであれば、きちんと樹高管理、剪定していかなければならない。

今の場所に植えてすぐにダメになっては良くない。土壌を入れ替えるなら入れ替える。別の場所に再植することを、みんながよく考えても良いのではないか。
